

〔資料〕

# 昭和女子大学光葉博物館所蔵 「皇宮警察警手正帽」について（1）

安 蔵 裕 子

Formal Helmets Worn by Guards in the Meiji-Taisho Imperial Police  
In the Collection of the Koyo Museum, Showa Women's University (1)

Yuko Anzo

## Abstract

In 2014, the Imperial Guard Headquarters of Japan gave seven helmets worn by the guards in the Imperial Police during the Meiji and Taisho periods to the Koyo Museum at Showa Women's University. This paper introduces one of them, comments on its shape, materials, and characteristics, gives the history of the Imperial Police from their inception in 1886, and discusses that organization's dress code.

The helmet was found in 2012 in the warehouse of the Kyoto Imperial Palace along with 52 similar helmets. It was kept in a wooden box on which a paper with the guard's name, Naoharu Tamai, was affixed. Tamai's name appears in the 1915 record of the Imperial Police.

The shape of the helmet is apparently based on the spiked *pickelhaube* worn by Prussian soldiers, fire-fighters and police. The shell seems to be made of papers pasted onto a wooden mold. The outer surface is japanned with black lacquer (黒漆). This type of helmet is called a peach-shaped helmet (桃子様兜). There is a hole drilled in the top and a round metal ornament similar to *hachimanza* (八幡座) is at the top of the helmet. There is a large metal ornament of a chrysanthemum with leaves at the front. Leather is used for the inner sweat band. There is also a metal chinstrap combined with several wavy-shaped thin pieces of metal decorating it.

Thus, the helmet is an example of a Japanese effort to adopt western clothing styles during the Meiji Period, but one which continued to use traditional Japanese ornamentation and materials.

*Key words:* Imperial Police (皇宮警察), guard (警手), formal helmet (正帽), pickelhaube (ピッケルハウベ), japan (漆), peach-shaped (桃子様), hachimanza (八幡座)

## はじめに

昭和女子大学光葉博物館では、平成 26 (2014) 年に皇宮警察本部から、皇宮警察警手が用いたという“ヘルメット風”の「正帽」(以下本資料とする) の寄贈を受けた。本資料は、平成 24 年に京都御所において発見された経緯からも、その形態的特徴からも、明治 19 (1886) 年 6 月に制定された皇宮警察の服制に由来する実物史料であることに相違ないが、着用者の氏名などから、実際には明治末から大正期にかけて着用されたものと思われる。

このような国の制度下で製作・着用された服装は、ある一定の象徴性を発揮していたと考えられ、

歴史的・文化的指標を読み取る資料として、分析は有効性を持つ。皇宮警察組織の洋式ユニフォームの発想は、国家的な枠組みの中で推進されていた大礼服や、天皇・皇后の洋礼装をはじめとする徹底した服制改革と同機軸において具体化されたと考えられるが、これまで研究対象としてはほとんど扱われてこなかったように思われる。そこで当館で保管し公開する機会に備え、造形美術的な実態を把握するとともに史料的価値を検証する目的から基礎的調査を行った。この小論は、本資料を取り巻く情報を整理し、今後の研究基盤とするものである。

今回の調査内容は次のとおりである。

1. 本資料発見の経緯と使用時期
2. 皇宮警察設置と服制の推移
3. 明治 19 年宮内省達の皇宮警察官服制と正帽の製式
4. 形態・装飾等の測定と目視による造形的把握
5. 異文化造形様式の引用と日本伝統の造形手法

調査で得た情報から推察すると、皇宮警察正帽の基本形は、皇宮警察長、皇宮警察次長、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮警手の 5 階級に共通し、装飾の差異により序列を明確に表示している。宮中における式典の着装では、礼帽として威儀を正す役割を果たしたものと考えられる。形態は、主としてドイツ帝国陸軍で 19 世紀中期以降に多用されたピッケルハウベ (Pickel Haube) と称するヘルメットに倣ったものであろう。しかし、同時に、外観の特徴、素材及び製作手法からは日本の伝統が駆使されたことも明らかである。そこからは「国産品」の造形志向と匠の存在が読み取れる。



写真 1 荷札・名札のある木箱（左）と収められていた正帽（右）

## 1. 本資料発見の経緯と使用時期

本資料（写真 1）は、済寧会（皇宮警察本部厚生課）より、皇宮警察警手正（礼）帽であるとし、平成 26 年（2014 年）3 月 13 日付で本学光葉博物館に 7 点（木箱入り）寄贈されたもののうちの 1 点である。警手正帽の発見の経緯と年代特定は、寄贈時に済寧会が作成した説明書が参考になる。記載内容は次の通りである。

### ①発見

- ア 年月日 平成 24 年 1 月 13 日  
イ 場所 京都御所皇后門内 宮内庁京都事務所用度課倉庫

ウ 個数 53 個

※ 宮内庁から 53 個受領したが、37 個については経年劣化のため廃棄処分として、済寧会は 16 個を保管することとなった。

#### エ 発見の経緯と受領

平成 24 年 1 月 13 日、宮内庁京都事務所庶務課係長が京都御所皇后門内用度課倉庫を整理中、埃の被った木箱の中から正（礼）帽が発見された。同係長が皇宮警察本部京都護衛署に通報、同署警備課員が現場を確認し、宮内庁京都事務所の申し出により同署が受領した。

#### ②年代特定

##### ア 一部木箱の上部に名札貼付

名札には「玉井直治」の記載があり、宮内庁書陵部に確認したところ、大正 4 年 1 月の文書で、  
皇宮警手 玉井直治の記載が残っており、当時在職していたことは間違いない。との回答があつた。  
(筆者注 写真 1)

##### イ 木箱の中の新聞紙

上記アの木箱の中に「大正 3 年 3 月 6 日大阪朝日新聞」と記載された新聞紙が入っていた。

##### ウ 皇宮警察官服制規定

官報（号外）を参考してください。(筆者注 表 2)

#### ③保存状態

宮内庁三の丸尚蔵館に調査依頼した結果、

- ・保存状態は良い。
  - ・紙に漆を塗ってあるため、軽量化が図られている。
  - ・帽子内部は革製で、装飾は金属である。
  - ・漆は乾燥すると割れやすいので注意が必要。
- とのことであった。

寄贈品の 7 点中 1 点のみ、使用者及び使用時期が推測される内容の札が箱に取り付けられ、新聞紙（大正 3 年 3 月 6 日）が添えられている。他の 6 点とも本体外観は酷似するものの、構造や飾り章の型には相違が見られる。相違の要因としては、製作年代あるいは工房の個別性などが考えられるが、今回は先ず、本資料 1 点に焦点を当てる。

## 2. 皇宮警察設置と服制の推移

皇宮警察は、明治 19（1886）年 2 月の宮内省官制の改革による主殿寮の創設、さらに同年 5 月 1 日に、その主殿寮に皇室の護衛警備を目的とする皇宮警察署が設置されたことに始まる。このことは、それまでの門監・門監補・門部・消防監・消防監補・消防嚮導・消防手を廃し、宮殿管理分野と警察的警備分野とを明確に分化させたことを意味する。よって皇宮警察の服制はその職掌に相応しい厳かさと礼式に則った威儀を正す様式が望まれたであろう。まず明治 19 年 6 月 26 日に皇宮警察官服制が定められた。

その後、幾度もの組織の改組・改変・移管などを経て、昭和 29（1954）年の新警察法制定によって警察庁の付属機関となり、皇宮警察本部と改称されて今日に至っている。<sup>註 1</sup>

明治 19 (1886) 年に皇宮警察署を主殿寮内に設置したことについては、同年 5 月 4 日付けの読売新聞朝刊が、以下のように報じており、職掌の改変と組織、等級、俸給が示されている。

主殿寮中門監門監補門部消防監消防補消防嚮導消防手を廃し同寮中更に皇宮警察署を置き官制を定むる左の如し

明治十九年五月一日

奉勅 宮内大臣伯爵伊藤博文

皇宮警察長 一人 奏任 皇宮警察守門の事を掌る

○皇宮警察次長 一人 奏任 ○皇宮警部 判任

○皇宮警部補 判任 ○皇宮警手 等外

皇宮警察長皇宮警察次長官等俸給

皇宮警察長	奏任二等	上式千圓	中千八百圓	下千六百圓
	奏任三等	上千五百圓	中千四百圓	下千三百圓
皇宮警察次長	奏任四等	上千二百圓	中千百圓	下千圓
	奏任五等	上九百圓	中八百圓	下七百圓

階級は皇宮警察長（奏任官）、皇宮警察次長（奏任官）、皇宮警部（判任官）、皇宮警部補（判任官）、皇宮警手（等外）と明記されているが、皇宮警手は、「皇宮警察年表」（皇宮警察史編さん委員会編『皇宮警察史』1976）<sup>註2</sup>によると、明治 31 年 2 月 7 日に判任待遇と改められている。

同書には、明治 19 年 5 月 1 日の皇宮警察署創設後、6 日には警部以下の構成員数が定まり、警手は 150 名とある。6 月 26 日には、宮内省達第 9 号によって皇宮警察官の制服の詳細が公示された。宮内省達第 9 号に「皇宮警察官服制及ヒ提燈旗章左ノ通り相定ム」とあるのがそれである（表 2）。

なお、明治 44 年 5 月 26 日の皇室令第 4 号に、皇宮警察官大礼服制式が定められた。このうち「帽」に関し、はじめて規定された内容は、皇宮警視長と同警視に「頂ニ金色ノ菊花形及劍尖形ノ裝飾ヲ附シ」、同警部には「頂ニ劍尖形ノ裝飾ヲ附セス」（下線筆者）であり、ピッケルハウベ頭頂部のスパイクを想起させる部分である。それは着用区分によって着脱するものであったことがわかる。その服製式図（図 1）には「劍尖形」の装飾は見当たらないが、図 4 にあるようなスパイク部分に倣った形態であったと推察する。いずれの階級にも共通するヘルメットの基本形（平時の着用形態）では、頭頂部には先の平らなものを飾り、大礼服の場合は剣先に似た尖った装飾に取り替えて着装したものと解される。

表 1 は、本資料を用いていたと考えられる玉井直治氏が明治 44 年から大正 4 年まで警手として在職していたとの記録があることから、皇宮警察の制定規定が定められた明治 19 年から大正年間の流れの中で本資料がどのように位置づけられるかを検討するために作成したものである。作成にあたり上述書の「皇宮警察年表」より、服務規程と服制の改正項目を抜粋し、筆者が原典資料にあたって確認し得た服制の内容を、★を付して挿入した。なお、明治 19 (1886) 年以降の服制の変遷は、明治 44 (1911) 年～大正 14 (1925) 年に組織改編に伴った推移として確認できる。

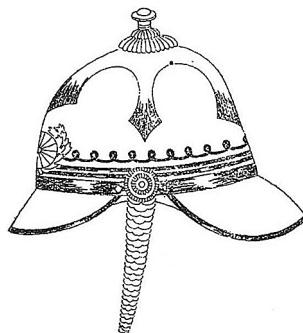


図 1 明治 44 年大礼服制の帽

表1 明治19年皇宮警察署創設から大正15年までの主な規定の推移

明治19年（1886）	5月 1日	宮内省主殿寮に皇宮警察署を創設（門監長・消防監以下を廃止）
	5月 5日	皇宮警察官服務規程を制定、皇宮警察官をして皇居・離宮・禁苑の巡邏査察、諸御門の開閉、通行人及び出入物品の検査、悪疫流行病の予防、火災の予防及び消防の事を掌らせる
	5月 6日	定員、皇宮警部5人、皇宮警部補14人（以上判任）、皇宮警手150人（等外）
	6月 4日	皇宮警察官史服装及び帶剣規則を定める
★	6月 26日	皇宮警察官服制制定（宮内省達第9号）
明治21年（1888）	12月 14日	皇宮警察官服務規程改正
明治22年（1889）	6月 21日	皇宮警察官服務細則を定める
	7月 23日	宮内省官制改定、主殿寮付皇宮警察署となる
明治31年（1898）	2月 7日	皇宮警手を判任待遇とする
明治41年（1908）	1月 1日	宮内省官制・内大臣府官制・宮内官等俸給令・宮内官任用令・宮内官分限令・宮内官懲戒令等を施行（明40・10・31改定） 主殿寮警察部となる
明治42年（1909）	10月 26日	伊藤博文、ハルビン駅頭で暗殺される
明治44年（1911）		
★	5月 26日	宮内官制服令（皇室令第4号）
	11月 1日	宮内官制服令（皇宮警視長・警視・警部制服を含む）・奏任待遇宮内職員制服規程・判任待遇宮内職員服制規程（皇宮警手職服を含む）を施行 主殿寮警察部の旗章・提灯並びに皇宮警察官提灯の制式を改める 皇宮警手の甲種・乙種職服の着用基準を定める
明治45年（1912）	3月 19日	菊御紋章使用を制限し菊葉・㊀の徽章制定
	5月 11日	済寧館設立記念・主殿寮警察部創立記念武道大会開催
大正元年（1912）	7月 30日	明治天皇崩御
	12月 7日	皇宮警察官服装細則を定める
大正10年（1921）	10月 7日	宮内省官制を改定、宮内大臣官房皇宮警察部となる（主殿寮廃止） 皇宮警察部の定員を皇宮警察長1人、同警視2人、同警部30人、同警手450人、計483人とする
大正13年（1924）	3月 25日	済寧館を大手門内下乗橋跡北側に新築（元進修館）
大正14年（1925）	1月 27日	皇宮警察官史服務規程を改正（警手部長を新設） 皇宮警手部長登用規程を定める ★ 皇宮警手部長の服制を定める（官報第3727号）
昭和元年（1926）	12月 25日	大正天皇崩御

★: 現在までに筆者が確認し得た服制

「皇宮警察年表」（皇宮警察史編さん委員会編『皇宮警察史』1976）より筆者が再構成した。

### 3. 明治 19 年宮内省達の皇宮警察官服制と正帽の製式

明治 19 年 6 月 26 日、宮内省達第 9 号 皇宮警察官服制として、皇宮警察長、皇宮警察次長、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮警手、それぞれの階級に応じた帽、上衣、下衣、と提燈章が定められた。下記図 2 は、皇宮警手の正服、前章、正帽、略帽、佩劍、外套、袴、鉢、提燈（提灯）を図示した紙面である。

本資料の初期の製式は右上ページ（二百二十三）の前章、その下の正帽の図で確認できる。

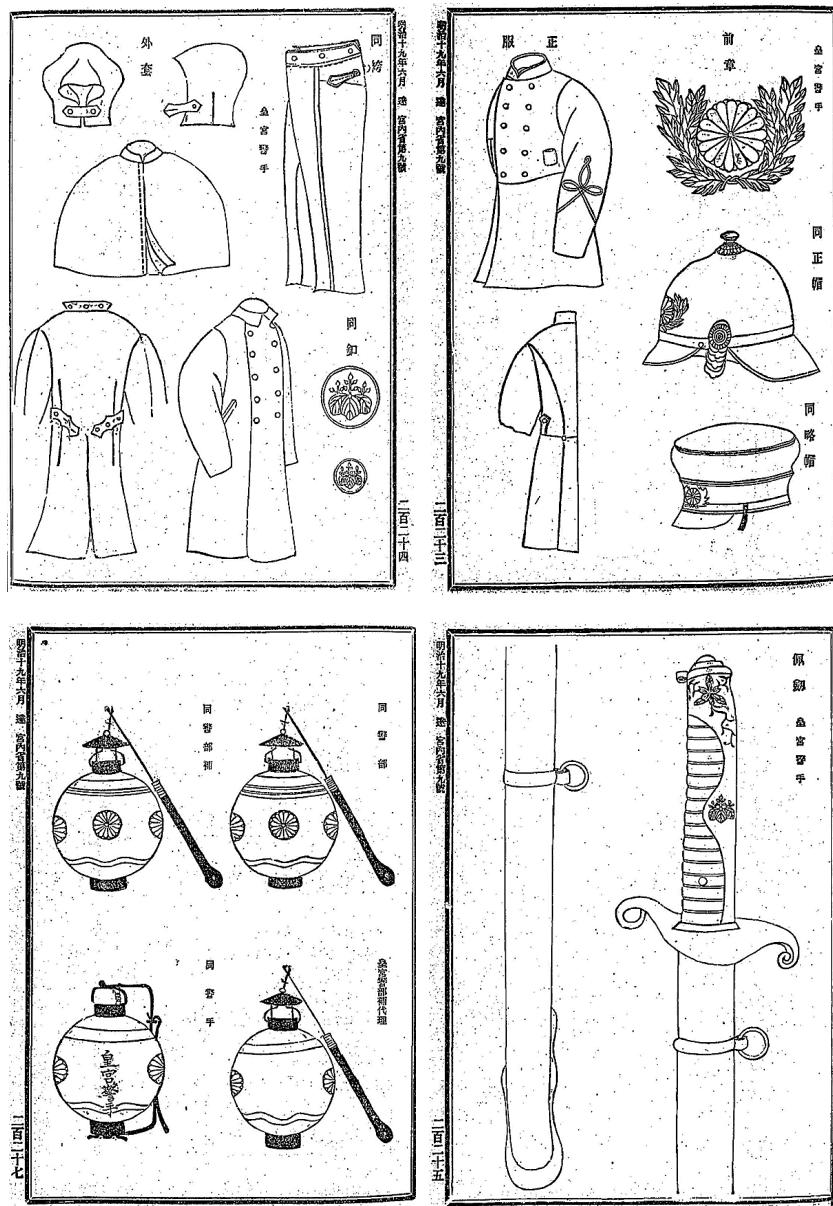
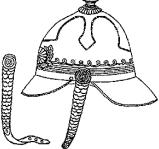


図 2 明治 19 年 6 月 26 日の宮内省達第 9 号 製式図部分  
皇宮警手の制服と提燈章

なお、本資料は正帽であり、別に定められた羅紗地の略帽の形状も参考になる。

以下は、宮内省達第 9 号 皇宮警察官服制の図示から正帽のみを切り取り、それぞれを規定と照合するために作成した一覧表である。

表2 皇宮警察官の階級と正帽の規定

姿図	帽 正			地質	皇宮警察官服制
	横前章	製式			
	ス ノ 如 シ 金 線 二 条 一 分 ニ 一 寸 及 二 分 横 幅 二 寸 五 分 横 幅 二 寸 一 分 九 分 葉 金 色 総 径 桃 子 様 兜 形 図 ノ 如 シ	塗 革 或 ハ 張 抜 黒	皇宮警察長		宮内省達第九号 皇宮警察官服制及ヒ提燈旗章左ノ通り相定ム 明治十九年六月二十六日 内閣大臣伯爵伊藤博文
	ス 同 上 二 分 但 横 線 一 寸 一 条 ト 一 寸 同 上	同上	皇宮警察次長		
	シ 周 ラ ス ノ 如 シ ノ 金 線 一 条 一 分 ニ 五 分 及 二 分 横 幅 二 寸 五 分 横 幅 二 寸 一 分 九 分 葉 銀 色 総 径 金 色 菊 御 紋 径	同上	皇宮警部		
	ス 同 上 二 分 但 横 線 三 分 一 条 ト 一 寸 同 上	同上	皇宮警部補		
	図 ノ 如 シ 条 付 ス 余 ハ ニ 銀 線 三 分 一 寸 七 分 横 幅 一 寸 一 分 堅 一 寸 五 分 横 幅 二 寸 一 分 九 分 葉 銀 色 総 径 銀 色 菊 御 紋 径	同上	皇宮警手		

「宮内省達第9号」の皇宮警察官服制より一部を抜粋し、正帽のみの図示を姿図として組み入れ、筆者が作成した。

#### 4. 形態・装飾等の測定と目視による造形的把握

試みに、服制の図（図2）にある警手正帽の姿図を拡大してトレースし（図3）、本資料（写真2）と重ねると屁を除く頭部はほぼ一致し、製式の図の確かさとともに規定内容が踏襲されていたことは明らかである。

実物の存在によって初めて理解できるのは、製式にある「桃子様兜形」とする形状である。側面から観ると、頭部の頂はやや後方にあり、額から頂まで到達する美麗に形成された曲線に特色がある。  
額中心には、兜の類型にも観察できる鎧の稜線が浮かび上がっており、主張を抑えた漆工芸ならではの表現である。

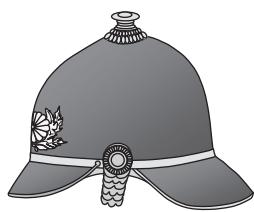


図3 制式の描線を写し着色した姿図



写真2 本資料（左側面）

以下、皇宮警手（表2の最下段）の規定内容から主要な文言を順に取り上げて造形的特質を把握する。

① 地質：革或ハ張抜黒塗

素材は、内部に紙の層で形成されている様子が見て取れ黒漆が施され、ストラップ及び内側の縁には皮革が用いられている。「張抜」とは漆工芸における一つの技法<sup>註3</sup>の呼称である。

② 製式：桃子様兜形

「桃子様」とあるのは、桃の実の形状を想わせるデザインであることを示していると考えられ、日本の変わり兜に分類される馴染みのある桃形兜<sup>註4</sup>を想起させるものである。

③ 前横章：銀色菊御紋径九分葉銀色総横幅一寸七分堅一寸一分

横ニ銀線三分一条ヲ付ス

前章の「銀色」の「菊御紋」と「葉」、頭部と庇の境に「銀線」の帶章が巡る。いずれも規定通りの寸法とみてよい。

よって本資料は基本的に制定当初の服制に則った正帽といえる。ただし当初の服制との相違点としては、前後の庇の向きと頭頂部の突起物の形状が挙げられる。

## 5. 異文化造形様式の引用と日本伝統の造形手法

本資料は、装飾の少ない警手正帽に限っての観察にすぎず、他の階級のそれとは見栄えの点では随分と異なると考えられるので一概には述べられないが、武具としての物々しさとはかけ離れ、流麗で艶のある仕上げが漆工芸らしい格調と親しみを醸し出している。しかし個々のディテールからは、日本伝統の頭形兜や陣笠系統の被りものの様式とは異なり、むしろ西欧的な兜に倣った構造と装飾性が観察されることは明らかである。

モデルとされたのはおそらく19世紀から20世紀に、ドイツ帝国を象徴するかのような軍隊、消防、警察の制服に用いられたピッケルハウベと呼ばれるヘルメットであろう。それは頭頂部につけたスパイクに特徴があるが、ピッケルハウベの基本的な形態を実物資料と比較すると共通点が観察できる。



図4 ピッケルハウベ

写真3 本資料  
(以下写真6  
まで本資料)

写真4 頸の  
ストラップ

写真5 頭頂部(側面)

写真6 頭頂部  
(真上から)

制定当初の正帽製式図、本資料、並びにピッケルハウベに共通・類似する外観要素をピッケルハウベのディテール（図4）に対照させると次のようになる。（ ）内が本資料。

① Spike/Base: 頭頂部装着物及びその台座（菊花型八幡座。製式図の描写は先に丸みのある突起物。）

② Front Plate: 前章プレート（菊御紋と葉）

③ Chinscales: 波形の金属片を鱗状に連ねた頸ストラップ（類似の鱗状金属片が施された皮革製）

④ Visor/Trim: 前後庇（構成は共通する。）

⑤ Rosettes: 耳ボタンで重ね留めた円花装飾（耳ボタンが円花装飾となっている。）

以上のように、先に示した明治 19 年の製式図からは、小型ではあるものの先端が平坦な突起が存在したことが読み取れるが、本学光葉博物館に寄贈された正帽すべてにおいてスパイク部分は存在しない。いつの時点からか頭頂部に備わっていた突起は行われなくなり、むしろ兜の鉢の頂上に施された八幡座の装飾金具を踏襲したものとして、16 弁の八重の菊花御紋章が意味を成すようになったのではないかと推察する。

### おわりに

これまで当初の規定に則った皇宮警察の正帽が、どのように着装されていたのか、記録的な資料を調査中である。その中で特筆しておきたい史料がある。それは、宮内公文書館所蔵の「昭憲皇太后大喪儀絵巻 2」<sup>註5</sup> と称する絵巻で、巻子に仕立てられている。写真 7、写真 8 にその本紙の一部画像を紹介する。



写真 7 大正 3（1914）年 5 月の昭憲皇太后大喪儀絵巻 2（部分）（宮内庁宮内公文書館所蔵）

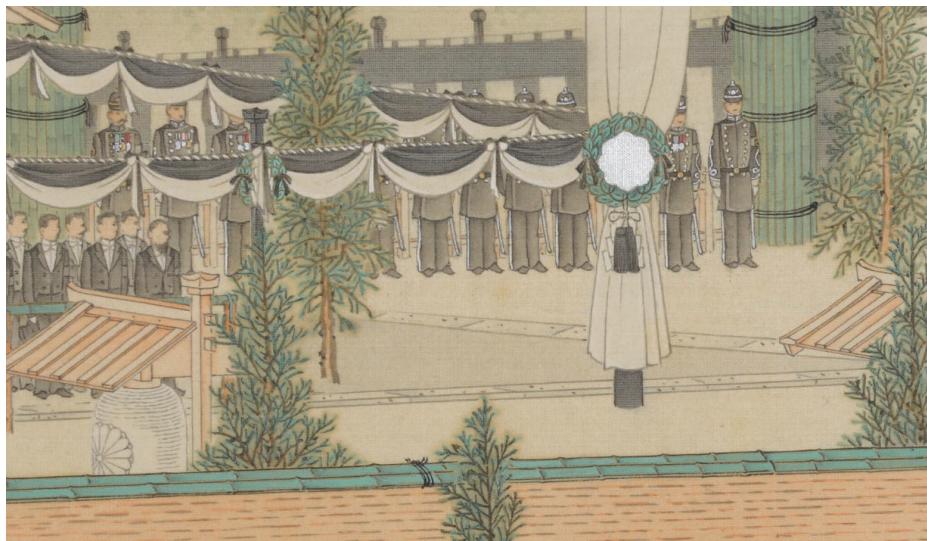


写真 8 同上（拡大図）（写真 7 中央左寄りの入口附近）

見返し冒頭には巨勢小石（1843-1919）という絵師の名と「昭憲皇太后大葬儀 桃山鹵簿」との墨書きがあり、さらに朱書きで「桃山御陵所及鹵簿 上」とある。おそらく大正3年5月26日、京都伏見の桃山御陵で執り行われた皇太后的葬儀の状況を描き残したものであろう。鹵簿とあるように、各種の職掌を担う人々が隊を組み、金箔の砂子が霞となる中を行列が続く情景や、建物や垂れ幕の向こうには配列隊形の人々が詳細に描かれている。居並ぶ隊形の中に、皇宮警察官の警視、警部らの制服姿の人々であろうか、規定に則った胸に左右各7つボタンのフロックコート形堅襟上衣に側章のあるズボン、頭頂部に突起のある正帽（礼帽）が描写されている。微細ながら階級による飾り章の金・銀の色分けも行われている。この制作年は判然としないが、作者は大正8年に没しており、本資料が用いられていた時期からそれほど離れてはいないとみてよいのではないか。

本資料は、先に述べたように、伝統的な手法と形態、そして象徴的な徽章を配した国産による造形である。そこには当時の服制制定を推進した人物らの意図が表れているといえる。皇宮警察創設当初の服制に西欧の様式を取り入れつつも伝統を駆使した事情を考える時、明治22年の憲法発布式に向かう時期の伊藤博文による宮中改革が、密接不可分のこととして背景を成していたのではないかと思われる。儀礼の際の洋装服制の細則には、例えばドイツからのお雇い外国人オットマール・フォン・モール（1846-1922）をはじめ諸外国の要人が関わったとも推察され、その経緯を解くことも今後の課題である。

## 註

- 1) 皇宮警察史皇宮警察の前身から設立の過程、その後の改変について詳しいのは、皇宮警察史編さん委員会編『皇宮警察史』（皇宮警察本部 1976）である。本書は、昭和47年に皇宮警察史編さん委員会が設けられ、長年の調査を経て、主殿寮に皇宮警察が創設されてより90周年を迎えたことを記念して発刊されたという。慶応3年から昭和15年に至る皇宮警察年表を付し、服制に関わる項目も含む記録資料である。また久能靖著『皇宮警察』（河出書房新社 2017年3月）は、具体的な職務の事例を取り上げつつ皇宮警察の組織と役割とその重要性を述べている。
- 2) 皇宮警察史編さん委員会編『皇宮警察史』（皇宮警察本部 1976）付録「皇宮警察年表」を参照し、明治19年～昭和元年（p. 22～p. 40）から抜粋し引用した。
- 3) 「張貫黒塗」とあるのは、張抜きともいう、木型に和紙を張り重ね、乾燥させて型をはずし、黒漆を塗り施す技法のことであろう。装束の冠や鳥帽子、陣笠、などの造形で行われる。自由な発想で細部にまでこだわることのできる手法といえそうである。
- 4) 竹村雅夫『『桃形兜』の編年と地域性』『甲冑武具研究』155号 2006 p. 2～p. 14
- 5) 「昭憲皇太后大喪儀絵巻」という題目は他の絵師が描いたものもあり複数巻存在する。しかし同じ内容の作は無く、また絵師の生没年からすると時代が下がる。本作品は、極小の部分にまで描写が精緻で、記録絵巻としても価値が高いと思われる。

## 主要参考文献

- ・ 皇宮警察史編さん委員会編『皇宮警察史』 皇宮警察本部 1976
- ・ 宮崎昌幸「Visual Gallery 級爛！ ドイツ帝国の武官用ヘルメット ピッケルハウベ」『歴史群像』No. 105 2011 p. 113～p. 121
- ・ Wm. Randall Trawniki and Tony Cowan. 2005. *Spiked Helmets of Imperial Germany, Infantry Regiments, Pioneer Battalions, General Officers.* Atglen, PA: Schiffer Publishing.

（あんぞう ゆうこ　歴史文化学科教授・近代文化研究所所員教授・光葉博物館長）